

## 独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現行
(目的)	(目的)
<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第22号。以下「機構則」という。）<u>第1条の2</u>及び附則第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第22号。以下「機構則」という。）<u>第1条</u>及び附則第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>
(雇用管理に関する援助業務)	(雇用管理に関する援助業務)
<p>第6条 (略)            (1)・(2) (略)</p>	<p>第6条 (略)            (1)・(2) (略)  <u>(3) 雇用管理に関し必要な知識及び技術を習得させるための講習を行うこと。</u></p>
2 (略)	2 (略)
(建設事業主等に対する雇用管理改善助言業務)	(建設事業主等に対する雇用管理研修等業務)
<p>第8条 機構は、機構法第11条第1項第5号の業務として、建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、雇用管理の改善について助言を行うものとする。</p>	<p>第8条 機構は、機構法第11条第1項第5号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設事業主及びその雇用する雇用管理責任者その他の労働者に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための雇用管理研修を行うこと。</li> <li>(2) 元方事業主等に対して、関係請負人が行う雇用管理に関する適切な助言、指導その他の援助に必要な知識を習得させるための雇用管理援助担当者研修を行うこと。</li> <li>(3) 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、雇</li> </ul>

2 (略)

(同意雇用開発促進地域に係る援助業務)

第9条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号。以下「地域法」という。）第7条第1項（機構則第23条の3に規定する事業主に係るものに限る。）に係るものとして、同項に規定する同意雇用開発促進地域内に事業所を設置し、又は整備した事業主が行う教育訓練その他の措置について相談その他の援助を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、地域法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(中小企業基盤人材確保助成金等の支給等業務)

第10条 (略)

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(労働者の自発的な職業能力開発に係る援助等業務)

第13条 (略)

(1) (略)

(2) 雇保則第124条に規定するキャリア形成促進助成金

用管理の改善について助言を行うこと。

2 (略)

(地域雇用開発能力開発助成金の支給等業務)

第9条 機構は、機構法第11条第1項第6号のうち、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号。以下「地域法」という。）第7条第1項（機構則第23条の3に規定する事業主に係るものに限る。）に係るものとして、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 雇保則第125条第1項に規定する地域雇用開発能力開発助成金を支給すること。

(2) 地域法第7条第1項に規定する同意雇用開発促進地域内に事業所を設置し、又は整備した事業主が行う教育訓練その他の措置について相談その他の援助を行うこと。

2 機構は、前項第1号に掲げる助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するものほか、地域法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(中小企業基盤人材確保助成金等の支給等業務)

第10条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 中小企業労働力確保法第5条第1項に規定する認定組合等に対して情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

2・3 (略)

(労働者の自発的な職業能力開発に係る援助等業務)

第13条 (略)

(1) (略)

(2) 雇保則第124条に規定するキャリア形成促進助成金

(第10条第1項第3号に規定する助成金を除く。)を支給すること。

2・3 (略)

#### 附 則

(財形持家転貸貸付け等の貸付けの条件の変更に関する暫定措置)

第8条 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が離職、転職等を余儀なくされたことにより当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となり、かつ、平成24年3月31日までの間にその旨の申出があった場合には、機構が別に定めるところにより、財形持家転貸貸付けの貸付けの条件の変更を行うことができる。ただし、当該勤労者の収入金額が機構が別に定める基準を超えるときは、この限りでない。

2 (略)

#### (業務の特例)

第10条 機構は、第5条から第21条までに規定する業務のほか、次条から附則第28条までに掲げる業務を行うものとする。

(第9条第1項第1号及び第10条第1項第3号に規定する助成金を除く。)を支給すること。

2・3 (略)

#### 附 則

(財形持家転貸貸付け等の貸付けの条件の変更に関する暫定措置)

第8条 機構は、財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が離職、転職等を余儀なくされたことにより当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となり、かつ、平成23年3月31日までの間にその旨の申出があった場合には、機構が別に定めるところにより、財形持家転貸貸付けの貸付けの条件の変更を行うことができる。ただし、当該勤労者の収入金額が機構が別に定める基準を超えるときは、この限りでない。

2 (略)

#### (業務の特例)

第10条 機構は、第4条から第21条までに規定する業務のほか、次条から附則第27条までに掲げる業務を行うものとする。